

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、企業活動を進める中で法令と企業倫理に沿った公正な活動が企業としての社会的責任であることを認識し、コーポレート・ガバナンスは経営の重要な課題であると認識しております。こうした認識のもと、平成27年6月に「監査等委員会設置会社」へ移行し、より一層の健全性の向上とともに企業価値の向上を実現し、また、経営の透明性を高めるために、コーポレート・ガバナンス体制の強化を図っております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新 10%以上20%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	7,896,000	2.98
株式会社山田事務所	7,512,000	2.84
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	7,092,000	2.68
明治安田生命保険相互会社	5,747,876	2.17
株式会社トクヤマ	5,165,666	1.95
日本生命保険相互会社	4,500,172	1.70
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	4,273,000	1.61
山口フィナンシャルグループ従業員持株会	4,054,319	1.53
住友生命保険相互会社	4,041,000	1.52
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(宇部興産株式会社退職給付信託口)	4,000,000	1.51

支配株主(親会社を除く)の有無 更新 ———

親会社の有無 更新 なし

補足説明 更新

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 更新 東京 第一部

決算期 更新 3 月

業種 更新 銀行業

直前事業年度末における(連結)従業員数 更新 1000人以上

直前事業年度における(連結)売上高 更新 1000億円以上1兆円未満

直前事業年度末における連結子会社数

更新

10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針 更新

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 更新	10 名
定款上の取締役の任期 更新	1 年
取締役会の議長 更新	社長
取締役の人数 更新	9 名
社外取締役の選任状況 更新	選任している
社外取締役の人数 更新	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
田村 浩章	他の会社の出身者				○				○			
国政 道明	弁護士								○			
佃 和夫	他の会社の出身者				○				○			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
田村 浩章		○	宇部興産株式会社相談役 同氏と当社グループ銀行(山口銀行、もみじ銀行、北九州銀行。以下当社グループ銀行という)との間に重要な取引関係はありません。また、同氏が取締役であった宇部興産株式会社及び同氏が社外取締役を兼職する中国電力株式会社と当社グループ銀行との間には、預貸金取引等営業取引関係がありますが、当社グループ銀行の預金や貸出金等に占める取引の	同氏は長年会社経営に携わってきており、幅広い経験と高い見識を有していること、業務を執行する取締役との独立性を確保しており一般株主との利益相反が生じるおそれはないことから、独立役員に指定しております。

			規模や性質に照らして、独立性に懸念はないと考えられることから、概要の記載を省略しております。	
国政 道明	○	○	弁護士 同氏並びに同氏が所長を兼職する法律事務所と当社グループとの間に重要な取引関係はありません。	同氏は法律面で卓越した見識を有しており、その専門性を活かした監査意見等の表明を期待しております。また、当社グループ企業との間に特別な利害関係はなく、業務執行における独立性を確保していることから、一般株主との利益相反が生じるおそれはなく、独立役員に指定しております。
佃 和夫	○	○	三菱重工業株式会社相談役 同氏並びに同氏が社外取締役を兼職する株式会社三菱総合研究所、京阪電気鉄道株式会社及びファナック株式会社と当社グループ企業との間に重要な取引関係はありません。 同氏が取締役であった三菱重工業株式会社及び社外取締役を兼職する三菱商事株式会社と当社グループ銀行との間には預貸金取引等営業取引関係がありますが、当社グループ銀行の預金や貸出金等に占める取引の規模や性質に照らして、独立性に懸念はないと考えられることから、概要の記載は省略しております。	同氏は、企業経営者として豊富な経験と幅広い知見を有しており、中立の立場から客観的な監査意見等の表明を期待しております。また当社グループ企業との間に特別な利害関係はなく、業務執行における独立性を確保していることから、一般株主との利益相反が生じるおそれはなく、独立役員に指定しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性 更新

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 更新	あり
--	----

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項 更新

監査等委員会は効率的な情報収集を図るため、内部監査部門との十分な連携が必要となることから、監査等委員のうち1名を常勤の監査等委員に選定し、監査の実効性の向上に努めます。
なお、業務執行と独立した監査等委員会室を設置し、監査等委員スタッフ1名を配置することにより監査等委員会及び監査等委員の業務の補助を行う体制といたします。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査等委員会、会計監査人及び内部監査部門は、緊密な連携を保ち、積極的に意見交換・情報交換を行うことにより、各監査の実効性を高め、監査品質の向上に努めます。
内部監査部門、監査等委員会には、リスク管理、コンプライアンス、ALM運営等、内部統制部門から定例的な報告がなされるとともに、内部統制部門から適時適切に情報入手する体制を確保いたします。
また、会計監査人は、取締役会や内部統制に係る各種委員会の議事録の閲覧等を通じて継続的に情報を入手するほか、内部統制部門から適時適切に情報入手する体制を確保いたします。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 更新	あり
--	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 更新

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)

指名委員会に相当する任意の委員会	指名委員会	5	3	3	2	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	5	3	3	2	0	0	社外取締役

補足説明 [更新](#)

取締役の選任・解任に係る事項を審議する機関として指名委員会、及び取締役の報酬に係る事項の審議を行う機関として報酬委員会を設置し、決定プロセスの客観性・透明性を高めております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	3 名
----------------------------	-----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指名しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新	業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入
--	-----------------------------

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

取締役へのインセンティブ付与に関する施策として、当社グループ銀行の業績連動型報酬及びストックオプション制度を導入しております。

(1) 当社グループ銀行の業績連動型報酬

当社グループ銀行の取締役の業績向上への意欲や士気をより高めるため、当期純利益を基準とした業績連動型報酬を平成23年度より導入しております。

なお、当社グループ銀行の社外取締役(監査等委員である取締役を含む)については、極端に功利主義的な経営判断を、俯瞰した立場から牽制することが期待されており、業績連動とは切り離した報酬体系をとることが妥当と考えられるため、業績連動型報酬の対象とせず、全て確定金額報酬としております。

〈業績連動報酬枠〉

山口銀行

当期利益水準(単体)	報酬枠
～60億円以下	0百万円
60億円超～90億円以下	20百万円
90億円超～120億円以下	30百万円
120億円超～150億円以下	40百万円
150億円超～180億円以下	50百万円
180億円超～210億円以下	60百万円
210億円超～240億円以下	70百万円
240億円超～	80百万円

もみじ銀行

当期利益水準(単体)	報酬枠
～40億円以下	0百万円
40億円超～60億円以下	15百万円
60億円超～80億円以下	21百万円
80億円超～100億円以下	27百万円
100億円超～120億円以下	33百万円
120億円超～140億円以下	39百万円
140億円超～160億円以下	45百万円
160億円超～	51百万円

北九州銀行

当期利益水準(単体)	報酬枠
～0億円以下	0百万円
0億円超～10億円以下	4百万円
10億円超～20億円以下	8百万円
20億円超～30億円以下	12百万円
30億円超～40億円以下	16百万円

40億円超～50億円以下	20百万円
50億円超～60億円以下	24百万円
60億円超～	28百万円

(2) 当社グループ銀行の株式報酬型ストックオプション

当社の連結業績と株式価値との連動性を一層強めることにより、当社グループ銀行の取締役の当社連結業績向上へのインセンティブ効果並びに株主さまとの利益の共有による中長期の株主価値向上の経営意識を従来以上に高めるため、株式報酬型ストックオプション制度を平成23年度より導入しております。

なお、当社グループ銀行の社外取締役については本制度の対象としておりません。

1. 新株予約権の総数及び目的となる株式の種類および数

新株予約権の個数 4,000個を1年間の上限とする。

目的となる株数 普通株式400,000株を1年間の上限とする。新株予約権1個当たりの目的となる株式数(以下「付与株式数」という)は100株とする。

なお、当社が合併、会社分割、株式無償割当、株式分割、株式併合等により、付与株式数を変更することが適切な場合は、必要と認める調整を行う。

2. 新株予約権の払込金額(発行価額)

新株予約権1個当たりの払込金額は、新株予約権の割り当てに際して算定された新株予約権の公正価格を基準とした価額とする。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により発行又は移転される株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

4. 新株予約権を行使できる期間

新株予約権の割当日の翌日から30年以内とする。

5. 新株予約権の主な条件

対象者は、前記4の期間内において、当社グループ銀行取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使できるものとする。

6. その他新株予約権の内容

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めることとする。

ストックオプションの付与対象者 **更新**

その他

該当項目に関する補足説明 **更新**

当社グループ銀行の取締役(社外取締役を除く)

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 **更新**

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 **更新**

当社の平成26年度における取締役および監査役の報酬は、取締役の年間報酬総額200万円、うち社外取締役は60万円、監査役の年間報酬総額280万円、うち社外監査役は90万円であります。なお、株主総会決議に基づく報酬限度額は、取締役月額250万円、監査役月額50万円以内であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役及び監査等委員である取締役の報酬につきましては、株主総会決議により確定金額報酬の報酬総額を決定しております。

当社グループ銀行の取締役(社外取締役を除く)の報酬につきましては、当社グループ銀行の株主総会決議により確定金額報酬、業績連動型報酬及び株式報酬型ストックオプションのそれぞれの報酬総額を決定しております。

当社グループ銀行の社外取締役及び監査等委員である取締役の報酬につきましては、当社グループ銀行の株主総会決議により確定金額報酬の報酬総額を決定しております。

【社外取締役のサポート体制】 **更新**

・社外取締役(監査等委員である取締役を含む)

取締役会の開催に際しては内部監査部門やリスク管理、コンプライアンス、ALM運営等、内部統制部門から定期的に報告がなされるとともに、会計監査人による監査状況についても適宜報告がなされますが、社外取締役を含む全取締役に対し事前に説明の機会を設けるなど、十分な審議が行われる環境を整備いたします。さらに、社外取締役は、必要に応じて、内部監査部門や内部統制部門、会計監査人から直接情報を入手する体制を確保いたします。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

(1) 業務執行および監督等

取締役会は、代表取締役社長1名、専務取締役2名、監査等委員である取締役3名(うち社外取締役2名)、その他取締役3名(うち社外取締役1名)の計9名(男性9名)で構成され、当社の経営に関する重要事項について決議し、取締役の職務の執行を監督します。原則として毎月1回開催し、社長が議長を務めます。

当社は監査等委員会設置会社制度を採用しており、監査等委員会は、監査等委員である取締役3名(男性3名。うち社外取締役2名)で構成されており、原則として毎月1回開催し、取締役の職務執行の監査、当社及び当社グループ企業の内部統制システムの構築及び運用状況の監視及び検証、並びに監査報告の作成を行います。また、社外取締役を中心とした監査等委員が取締役会において株主総会に提出する会計監査人の選任及び解任並びに不再任に関する議案の内容の決定等に関して議決権を行使することを通じて、取締役の職務執行を監督します。

また、経営における重要なテーマにつきましては、内容に応じ各種委員会(グループコンプライアンス委員会、グループALM委員会、グループオペレーショナル・リスク管理委員会)を設置し、審議を行います。

(2) 内部監査及び監査等委員会監査、会計監査の状況

1. 内部監査

当社の内部監査は、取締役会直轄とすることにより他の業務執行部門から独立性が担保された監査部が、社内の監査を実施し、その結果を取締役会、社長及び監査等委員会へ報告いたします。

2. 監査等委員会監査

監査等委員会は取締役の職務執行の監査、当社及び当社子会社の内部統制システムの構築及び運用の状況の監視及び検証、並びに監査報告の作成を行います。

また、会計監査人による会計監査の結果について報告を受け、会計監査の方法と結果についての相当性を検証しております。

3. 会計監査

有限責任あずさ監査法人が担当します。

(3) 指名、報酬決定等

取締役の選任・解任に係る事項を審議する機関として指名委員会、及び取締役の報酬に係る事項の審議を行う機関として報酬委員会を設置し、決定プロセスの客観性・透明性を高めております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

上記2の(1)から(3)の採用により、当社のガバナンス体制の適正性は確保されていると考え、現体制を採用しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	平成27年6月26日開催の第9期定時株主総会の招集通知につきましては、株主の皆さまに早く招集通知をお届けするため、6月5日に発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	第9期定時株主総会は、平成27年6月26日に実施しました。
電磁的方法による議決権の行使	第9期定時株主総会開催時より、一般株主の皆さま向け及び機関投資家の皆さま向けの議決権行使電子化を実施しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	第9期定時株主総会開催時より、議決権電子行使プラットフォームへの参加を実施し、機関投資家の皆さまの議決権行使環境向上に向けた取組みを行っております。
その他	株主総会における事業報告等の説明について、ビジュアル化を実施する等、株主の皆さまに対して分かりやすい説明となるよう努めております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算および中間決算説明会を定期的に開催し、投資家の皆さま等の声を経営に適切に反映するよう努めております。	あり
IR資料のホームページ掲載	山口フィナンシャルグループホームページに資料を公開しております。(http://www.ymfg.co.jp/)公開資料：決算短信、ディスクロージャー誌、アニュアルレポート、有価証券報告書、IRカレンダー、IRプレゼンテーション資料等	
IRに関する部署(担当者)の設置	IRに関する担当部署を設置し、担当者を配置しております。	
その他	海外を含め投資家の皆さまやアナリストの皆さまへの個別訪問、地元個人投資家の皆さま及び地元株主の皆さま向け会社説明会の開催。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社のグループビジョンにおいて、お客様の視点～最高のサービスと利便性の提供・株主さまの視点～新たな企業価値の創造・地域の視点～広がる地域の未来のために、地域の発展への貢献・従業員の視点～夢あふれる金融グループへの4つの視点でのミッションを定義しております。また、コンプライアンス最上位概念である行動憲章においても、ステークホルダーの声を受け止める努力を通じて、経営の健全性確保や金融サービスの質的向上に向けて、弛まぬ努力を重ねます。こうした考えに則って、カスタマーコミュニケーション部を設置し、お客様の声をより経営に反映できる体制としております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社および当社グループ銀行は環境省が展開する地球温暖化防止のため、環境に配慮した取組みとして、「クールビズ・ウォームビズ」や「全店一斉消灯日」「ノーマイカーデー」などを実施するとともに、森林整備活動を通じてCO2削減に取り組んでおります。また、山口銀行、もみじ銀行が県本部事務局となっております「小さな親切運動」の活動を支援するほか、スポーツ・文化事業も含めCSRにグループ企業あげて取り組んでおります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ホームページ・ディスクロージャー誌・IR活動等を通じて、幅広く情報開示を行うこととしております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社グループの経営方針・戦略目標を実現するために、取締役会において「内部統制システムの構築に関する基本方針」を定め、内部統制システムの構築・整備に取り組んでおります。また、その有効性と効率性を維持するとともに、継続的なモニタリングを通じて質の向上を図り、財務報告等を適正に作成し、財務報告を含めた当社の経営内容等を、適時適切に開示する態勢としております。

特に当社は、傘下に3つのグループ銀行を抱える金融グループとして、公共的使命や社会的責任を果たすことが極めて重要な責務であること、をグループ内の共通認識とし、法令を遵守することはもとより高い企業倫理を実現するなど、コンプライアンスの徹底を経営の最重要課題として位置付け、実効性のあるコンプライアンスに真摯に取り組み、広く社会からの信頼を確立することを基本方針としております。

(1) 法令遵守態勢の整備

当社グループは、コンプライアンス態勢の確立や役職員への教育等を行うとともに、コンプライアンスに関する事項を一元管理する統括部署を設置し、全部署に配置しているコンプライアンス責任者・コンプライアンス担当者と連携して、コンプライアンスに係る問題の適切な運用・管理を行っております。

取締役会は、行動憲章、コンプライアンス規程を制定し、役職員への周知徹底を行うとともに、コンプライアンス態勢の改善・強化や違反行為の未然防止を徹底するための施策としてコンプライアンス・プログラムを年度ごとに策定し、進捗状況の報告を受けております。また、審議機関として社長を委員長とするグループコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス態勢の整備・強化やモニタリング等を行い、審議結果を取締役会へ報告し業務運営に反映しております。

さらに、コンプライアンス違反による不祥事の防止、リスクの早期発見、企業としての自浄機能の強化向上、コンプライアンス態勢の充実および社会的信頼の確保のため、内部通報制度であるコンプラ・ホットラインを設置し、内部通報基準・公益通報者保護基準に基づきその運用を行っております。また、平成27年5月にグループ内部通報基準を制定し、グループとして利用できる相談・通報窓口を新たに設置しております。

(2) リスク管理体制の整備

当社グループは、信用リスク、市場リスク、流動性リスクなどのさまざまなリスクを抱えながら業務運営を行っておりますが、これらのリスクは、経済・社会・金融環境などの変化により、多様化・複雑化していくことを踏まえて、リスク管理体制の強化を重要課題の一つとして捉え、健全性の維持・向上に努めております。

当社グループでは、共通したリスク管理規程を制定し、リスク管理に対する基本的な方針を明確にし、リスクごとに設置されるリスク管理主管部署、各リスク管理状況を統括するリスク管理統括部署および経営レベルでの審議を行うグループALM委員会、グループオペレーショナル・リスク管理委員会などの組織体制を整備するとともに、統一的手法でリスク量を測定しリスク量に応じて資本配賦とコントロールを行う等リスク管理の高度化及び強化を進めております。またグループ内のリスク波及等に備えるため、当社の各リスク管理主管部署が、当社グループ銀行の主管部署と連携してグループ全体のリスク管理状況を把握し、総合的に管理する体制としております。

さらに、通常のリスク管理だけでは対処できないような危機が発生する事態に備え、各種コンティンジェンシープランを制定し、危機管理態勢を構築しております。

(3) 情報管理体制の整備

取締役の取締役会における職務執行に係る情報については、取締役会規則に基づき、取締役会議事録を保存し管理しております。

その他の職務執行に関する情報についても社内規程に基づき、適切な保存及び管理を行っております。

(4) 内部監査態勢の整備

当社グループでは、内部監査を、リスク管理を含む内部管理態勢等の適切性および有効性を客観的・公正に検証し、問題点等の改善方法の提言を行う一連のプロセスとして位置付けております。

この位置付けに沿って、当社グループはグループ統一の監査基本方針である内部監査規程を定め、業務執行部署から独立した内部監査部署がこの規程に則り、内部管理態勢等の適切性および有効性を客観的・公正に検証し、問題点等の改善方法の提言を行っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 反社会的勢力との取引排除に係る基本的な考え方

当社グループでは、反社会的勢力との一切の関係を遮断することは、金融グループとしての社会的責任と公共的使命であり、業務の適切性及び健全性を確保するために不可欠であることを十分認識し、「反社会的勢力への対応に係る基本方針」を定め、ホームページに掲載しています。

また、グループのコンプライアンスの最上位概念である「行動憲章」に、反社会的勢力とは断固として対決する姿勢を明示するとともに、「内部統制システムの構築に関する基本方針」において、取締役会は、反社会的勢力との関係を遮断し、断固として排除するための態勢を整備することを掲げています。

2. 反社会的勢力との取引排除に係る態勢整備について

当社グループでは、反社会的勢力との対応部署を各社のコンプライアンス統括部署とし、各部署に配置しているコンプライアンス責任者・担当者との連携により、反社会的勢力に係る情報収集・管理対応・報告態勢の強化を図っております。

当社グループの子銀行等においては、反社会的勢力との関係を遮断するために、融資取引に係る銀行取引約定書等や普通預金規定等の取引約款に、暴力団排除条項を導入するとともに、新規取引時の事前確認を徹底し、反社会的勢力に該当する場合は取引を謝絶しています。既存の取引が反社会的勢力との取引と判明した場合は、その取引の解消または圧縮に努めています。また、警察・暴力追放運動推進センター等との連携により、グループ会社で反社会的勢力に係る情報収集に努め、各社コンプライアンス統括部署においては、各部署からの報告をもとに当該情報の一元管理を行っております。

V その他

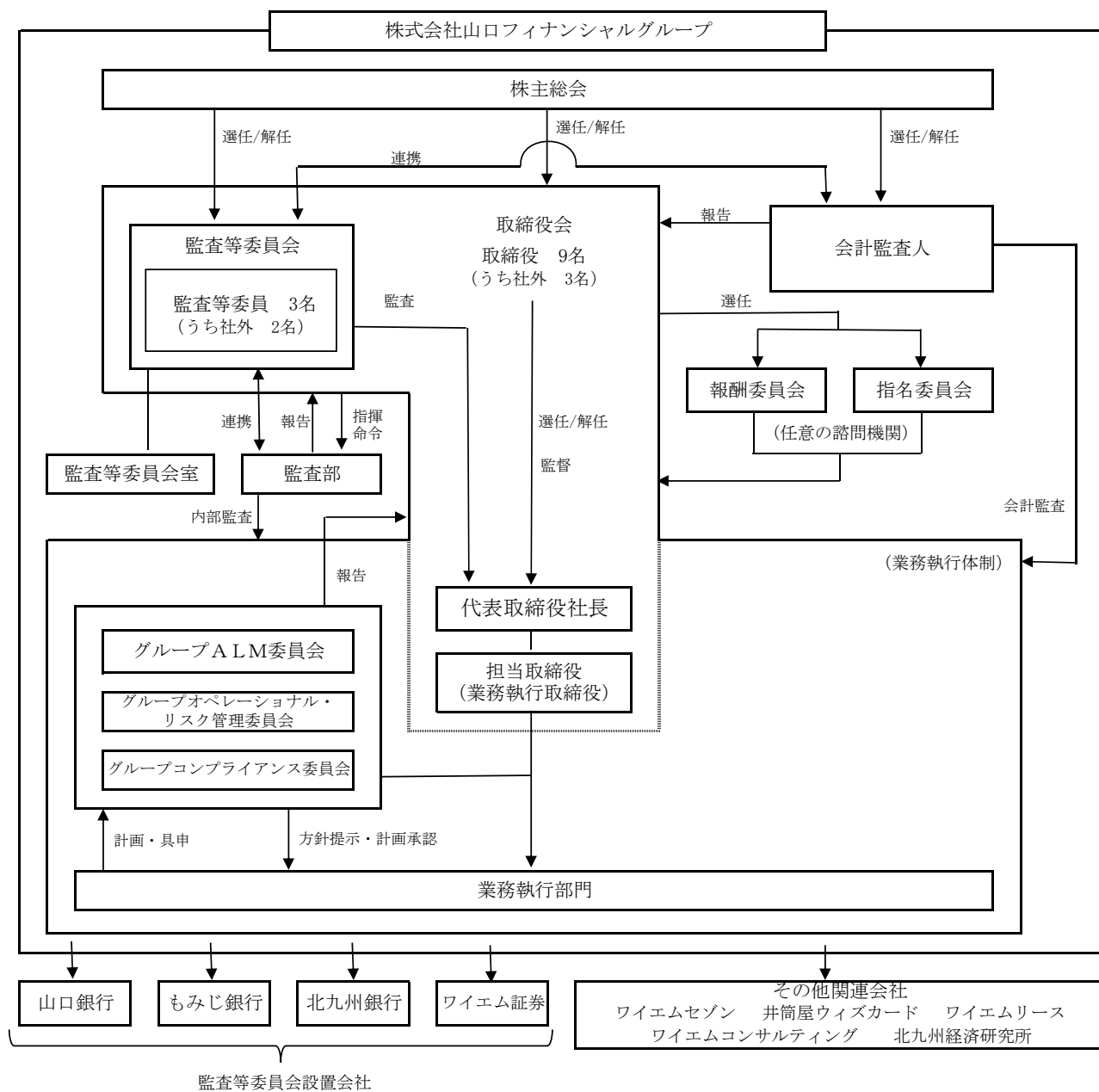
1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	更新	なし
該当項目に関する補足説明		
更新		

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

更新

＜当社のコーポレート・ガバナンス体制＞



＜当社グループの適時開示体制図＞

